

# 広川町チケット法律相談開始

## ●概要

広川町が発行するチケットを持参されると、弁護士会の法律相談センターで無料の法律相談を受けられる、新しい方式の法律相談です。

## ●対象者

広川町住民（町外居住者は利用不可）

## ●実施場所

久留米法律相談センター（久留米市篠山町1-1-5 筑後弁護士会館）

八女法律相談センター（八女市本町5-9-9 八女市社会福祉会館）

柳川法律相談センター（柳川市本町1-1-7-2 柳川商工会議所）

大牟田法律相談センター（大牟田市不知火町1-1-2 ひまわりビル）

## ●利用手順

①広川町役場住民課でチケットを申請・受領してください。

広川町役場：[TEL:0943-32-1112](tel:0943-32-1112)

②弁護士会久留米法律相談センターに電話して相談日時を予約してください。

弁護士会久留米法律相談センター：[TEL:0942-30-0144](tel:0942-30-0144)

③予約した日時に弁護士会法律相談センター（久留米・八女・柳川・大牟田）で相談を実施します。

●開始日：平成29年4月より広川町役場・住民課でチケット交付申請受付開始。